

# TOWN TOPICS

## ◆ 公民館等使用料 ◆

地域名	施設名	部屋名	1時間当たり 使用料(円)	備考
マキノ	マキノ 土に学ぶ里 研修センター	研修室	400	
		工作室	300	
		調理室	400	
		休憩室(和室)	300	
		会議室	300	
		集会室(中ホール)	600	
		多目的ホール(体育館)全面使用	800	
多目的ホール(体育館)半面使用	400			
今津	今津公民館	1F会議室(洋室)	200	
		1F調理室	300	
	今津東 コミュニティ センター	2F大会議室(和室)	400	
		和室(大)	400	
		和室(小)	300	
	今津宮の森 コミュニティ センター	調理室	400	
		会議室1	300	
		会議室2	300	
		会議室3	300	
	今津上 コミュニティ センター	大ホール	700	※1
洋室		300		
調理室		300		
和室1		300		
和室2		300		
朽木	朽木公民館 (やまびこ館)	和室1+2	400	
		和室(小部屋)	100	
		談話室(和室)	100	
	朽木ステーションア ップ	クラブ活動室(洋室)	300	
		調理実習室	300	
安曇川	安曇川公民館	地域活動室(和室A)	300	
		サークル活動室(和室B)	300	
		(和室A)+(和室B)	400	
		小ホール	600	
		第1研修室	200	
	世代交流 センター	第2研修室	300	
		第3研修室	200	
		多目的ホール	300	
		ふじのきホール	1,000	※1
		会議室	300	
高島	高島公民館	視聴覚室	500	※2
		カルチャールームA	300	
		カルチャールームB	300	
		カルチャールームA+B	500	
		調理室	500	
	新旭公民館	和室	300	
		創作室	300	
		団体活動室	300	
		交流室	600	
		プレイルーム	400	
新旭	新旭公民館	クラブ活動室1	300	
		クラブ活動室2	200	
		創作活動室	300	
		調理実習室	400	
		陶芸室	200	
	新旭公民館	小ホール	600	
		会議室1	300	
		会議室2	300	
		会議室3	200	
		和室1	200	
新旭公民館	和室2	200		
	茶室	200		
	美術工芸室	400		
	調理室	400		
	視聴覚室	300		
新旭公民館	和室A	300		
	3-1研修室	300		
	3-2研修室	300		
	3-3研修室	300		
	4-1研修室	300		
新旭公民館	和室B	300		
	多目的ホール	600		

※1:照明・音響別途加算(音響照明室あり) ※2:ビデオ・CD別途加算  
注) 冷暖房を使用される場合は、上記金額の1.5倍となります。

## ◆ 学校施設 ◆

### 使用料

施設名	単位	1時間当たり 使用料(円)
体育館(1面あたり)	バレーボールコート1面	400
グラウンド(1面あたり)		700
格技場		200
特別教室		300

### グラウンド・夜間照明料

施設名	単位	1時間当たり 使用料(円)
マキノ北小学校夜間照明施設	全灯点灯	900
	半灯点灯	500
今津東小学校運動場		1,100
今津北小学校運動場		600
今津西小学校運動場		700
朽木西小学校運動場		900
安曇川中学校グラウンド		600
高島夜間照明施設		1,000
高島中学校グラウンド		

## ◆ グラウンド・体育館・テニスコートなどの料金 ◆

地域名	施設名	単位	1時間当たり 使用料(円)
マキノ	マキノ グラウンド	半面	700
		夜間照明	全灯点灯 2,800 半灯点灯 1,400
今津	マキノ屋内 グラウンド	ゲートボール1面	300
		夜間照明	200
	今津北運動広場		300
	今津勤労者体育館	夜間照明	400
		半面	400
	今津東体育館	半面	400
		今津北体育館	半面
	今津上体育館	半面	400
		宮の森公園	1面
	テニスコート	夜間照明	1面
ラケット2本、 ボール2球			100
朽木	市ヶ崎テニスコート	1面	500
	朽木グラウンド		700
安曇川	健康の森 梅ノ子運動公園	夜間照明	1,600
		半面	700
	多目的グラウンド	半面(野球使用)	1,500
		半灯点灯 (ソフトボール使用)	1,000
	健康の森梅ノ子運動公園	ゲートボール場	1コート
高島	健康の森梅ノ子運動公園	1コート	500
		テニスコート	夜間照明
	安曇川多目的グラウンド	1面	700
	安曇川総合体育館	3分の1面	400
	安曇川総合体育館小体育室		200
新旭	高島農村広場夜間照明施設	1面	200
		1面	1,000
	しゃくなげ運動公園		300
	高島テニスコート	1面	500
	新旭グラウンド		700
新旭公民館	新旭体育館	半面	400
	新旭武道館		200

注) 市外の方が使用される場合は、上記の金額の2倍となります。



# 10月1日から 使用料金を 改正します

使用料金の負担に  
ご理解をお願いします

市内の体育館や公民館などの社会教育施設や学校施設の使用料金については、合併前の旧町村で設定されたままになっていましたので、「新市移行後に統一を図る。」といった合併協定に基づき、別表のとおり統一に定めることとし、去る3月議会において使用料徴収条例の一部改正を可決いただきました。

これは、こうした施設の管理運営には多額の費用が必要となり、市の財政運営に大きな負担となつていくことから使用者の方に使用実績に応じた割合で使用料の負担を

お願いすることとなったものです。今後、適切な運営管理に努めていきますので、ご理解と御協力をお願いします。なお、社会教育の振興を図るため必要と認められる使用については、減免措置等を現在検討しております。また、各地域の教育分室が機構改革によって各支所の地域振興課に統合されました。各施設の使用申込につきましては、それぞれの施設、各支所地域振興課、教育委員会生涯学習課、市民スポーツ課にお問い合わせください。

※グラウンド、体育館などの利用申し込みについて  
利用希望日の3カ月前の初営業日から予約受付が  
出来ます。また、大会等の場合は、例外として6カ  
月前からの予約受付が出来ます。詳しいことは、各  
施設等などにお問い合わせください。

※左記以外の施設については、各施設使用規定等によ  
ります。